⑶　入札参加申込書等の提出期限の日から開札の時までの期間において、当機構東京支社又は国の各機関から指名停止を受けていないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑸　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑹　本業務を受注した請負事業者及びこの請負事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者については、令和３年度下期に公告予定の「土木工事積算システム設計・開発（仮称）」に係る入札への参加資格はないものとする。

⑺　技術者等に関する要件

本業務の履行にあたり、以下の管理技術者及び技術者をそれぞれ別に配置すること。なお、手持ち業務については問わない。

また、着手前に管理技術者届及び技術者届にその者の経歴書及び有効な資格認定書の写しを添付し、契約担当役に提出すること。

ア　管理技術者は、要件定義支援計画や、スケジュール・進捗・コスト・成果物管理・リスク管理等プロジェクト全体の管理業務、発注者との業務に関する対応、定期的な打合せ等を行う者で、以下に示す条件をすべて満たす者であること。

㋐　情報処理システムの開発要件策定支援業務又は開発業務に関するプロジェクト管理業務の実務経験を５年以上有していること。

㋑　平成27年度以降に元請として完了した同種業務ア（※１）において、管理技術者として実務経験を有していること。

※１　同種業務アとは、システムの開発要件策定支援業務又は開発業務をいう。

㋒　管理技術者は、以下に示す資格のいずれかを取得している者であること。

⒜　米国プロジェクトマネジメント協会（ＰＭＩ）が認定する、Project Management Professional（ＰＭＰ）

⒝　技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））（※２）

⒞　経済産業省が認定するＩＴストラテジスト試験（旧システムアナリスト試験、旧上級システムアドミニストレータ試験を含む）

⒟　経済産業省が認定するプロジェクトマネージャの資格

⒠　経済産業省が認定するシステムアーキテクト試験（旧アプリケーションエンジニア試験、旧プロダクションエンジニア試験、旧特殊情報処理技術者試験を含む）

※２　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣の認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ　技術者は、開発業務への深い理解があり、要件定義などの上流工程・基本設計・総合テスト等の業務を中心的に遂行する者で、以下に示す条件のいずれかを満たす者であること。

㋐　情報処理システムの開発に関する上流工程（※）の実務経験を有していること。

※　上流工程とは、システム開発の企画／要件定義／概要設計までの工程をいう。

㋑　平成27年度以降に完了した同種業務イ（※２）において、実務経験を有していること。

※２　同種業務イとは、工事積算システム開発又は改良業務をいう。

㋒　技術者は、上記㋐又は㋑の条件を満足する者であれば、社内外を問わないが、社外者のプロジェクトにおける権限を保証するものとする。

㋓　技術者は、以下に示す資格のいずれかを取得している者であること。

⒜　経済産業省が認定するＩＴストラテジスト試験（旧システムアナリスト試験、旧上級システムアドミニストレータ試験を含む）

⒝　経済産業省が認定するシステムアーキテクト試験（旧アプリケーションエンジニア試験、旧プロダクションエンジニア試験、旧特殊情報処理技術者試験を含む）

⒞　経済産業省が認定するネットワークスペシャリスト試験（旧テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、旧オンライン情報処理技術者試験を含む）

⒟　経済産業省が認定するデータベーススペシャリスト試験（旧テクニカルエンジニア（データベース）試験を含む）

⒠　経済産業省が認定する応用情報技術者試験（旧第一種情報処理技術者認定試験、第一種情報処理技術者試験、ソフトウェア開発技術者試験を含む）

⑻　業務執行体制に関する要件

ア　業務実施方針及び体制

当機構要件・仕様を踏まえ、実現可能なシステム仕様書案の策定に向け、支援計画、業務の体制（組織編成・人員体制・分担等）、業務の流れ、各業務の取り組み方・業務管理方法、他部門調整方法、照査の考え方等についての方針を、行程を遵守しつつ的確に構築すること。

イ　実施工程

本業務の実施に当たり、上記業務実施方針及び体制に基づき、実施工程・手順等については的確に工程管理を行うこと。

ウ　品質管理等

本業務の実施に当たり、品質管理や情報セキュリティ等を的確に行うための体制を整備することとし、次の㋐、㋑又は㋒のいずれかの条件を満足すること。

㋐　ISO／IEC 9001、JIS Q 9001のいずれかの認証を取得しており、品質管理を的確に行う体制が整備されていること。なお、有効な認定書の写しを添付すること。

㋑　ISO／IEC 27001、JIS Q 27001又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）のうち、いずれかの認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。なお、有効な認定書の写しを添付すること。

㋒　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（ＪＩＰＤＥＣ）のプライバシーマーク付与事業者認定を受けていること。なお、有効な認定書の写しを添付すること。

⑼　業務実績に関する要件　平成27年度以降に元請として完了したシステムの開発要件策定支援業務又は開発業務において実績があることを証明したものであること。

３　入札手続等

⑴　担当部署　〒105―0011 東京都港区芝公園２－４－１（芝パークビルＢ館５Ｆ）当機構東京支社　総務部　契約課　電話03―5403―8732　FAX03―5403―8770

メール　keiyaku.tkybuppin@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　本公告の日から令和２年12月３日（木）まで

イ　交付方法　当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス　https://www.jrtt.go.jp/

なお、別冊資料をダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は、⑴に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。